



訴訟を起す前に調停制度の利用を

調停制度は大正11年に開始され、昭和42年に根室調停協会が発足し、現在、男女合わせて16名の調停委員が在籍しています。「一人で悩まずに裁判所の調停制度を利用してください。」と話すのは、根室調停協会の会長を務める袴谷良憲さんです。

調停制度とは、私人間での紛争を解決するために、委員が仲介して当事者間の合意を成立させるための手続きで、交通事故、土地建物、家庭内の問題などで悩んでいる方の身近な紛争解決手段として定着しており、「法律を基本として実情に即した解決を図る

ことができ、訴訟に比べ手続きが簡単で、費用も裁判より安く、プライバシーも守られる安心な制度です。」と、制度の利便性を語る袴谷さん。委員として24年目を迎えた今でも事件にあたっては、先入観をなくして当事者双方の主張をよく聴くことに努めており、また昨今の情報化社会に対応するため、自身の専門知識を高めることを目的に、年に数回の研修を道内で受けているそうです。

今後調停相談を利用される方への適切な助言により、争いの実情に応じた柔軟な解決を図ってくれるでしょう。

profile **袴谷良憲** さん
根室調停協会会長

1946年根室市生まれ。昭和62年に耕雲寺住職となる。昭和63年に根室調停協会の調停委員に平成20年に会長を務めるとともに、根室地区保護司会会長、根室市選挙管理委員としても活躍。



調停委員による自主研修



貴重な郷土資料はご家庭にはないと思われるかもしれませんが、身近なところに地域にとっての貴重な資料が埋もれていることが多くあります。例えば町会やサークルの記念誌や、会社史・学校誌など、個人や一部の人のしか配布されていない資料も、根室の文化や歴史を知るための大切な資料となります。また、古い時代の根室の資料も処分される前に、ご一報いただければ、活用への道が開かれることが多くあります。寄贈された資料は、図書館の所蔵状況等も加味しながら、保存・活用させていただきます。今後も市民の皆さんに支えられながら、より充実した郷土の資料を後世に伝えていきたいと考えています。

「郷土資料」の収集にご協力を
根室市図書館では、地域文化の保存や情報提供のために、根室に関する資料を「郷土資料」として収集しています。郷土資料は一般の資料と違い、販売されていないものも多く、発行情報を把握することが難しい場合があります。さらに、資料の発行から時間が経過してしまうと入手が困難となってしまう資料もあり、市民の皆さんからの寄贈に支えられながら、資料の収集に努めています。

図書館からの おくりもの

司書 熊谷風子
図書館 TEL (23) 5974番



根室の文化・歴史を知る大切な資料